

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 地区長、副地区長及び地域班長の事務連絡等に要する経費に関する要領

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター地区・地域班設置要綱第 10 条の規定により、地区長、副地区長及び地域班長の事務連絡等に要する経費について以下のとおり定める。

- 1 地区長・副地区長及び地域班長がセンターの事務連絡事項の伝達、広報誌及び文書配布等に要する経費として、各地区との業務委託契約（別紙 1）を締結する。
 - (1) 業務委託内容は、次のとおりとする。
 - ニュース「ゆんたく」の配布
 - 総会議案書等の配布
 - 「県シルバー連合だより」等の配布
 - 事務連絡事項の伝達及び文書等の配布
 - その他
 - (2) 配布期日については、文書等の受取後 3 日以内には配布するものとする。
又配布先が不明などで配れない場合は、早めに事務局へ戻すこと。
- 2 業務委託契約は、年度初めに行うこととする。
- 3 業務委託料は、各地区の地区長、副地区長、地域班長の数によるものとし、予算の範囲内で理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 11 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター地区長・副地区長及び地域班長の活動費の支給に関する要領は廃止する。